社団法人日本自動車連盟(JAF) 会長 田中 節夫 殿

> 適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者支援機構関西 理 事 長 榎 彰 德 <連絡先> 〒540-6591 大阪市中央区大手町1-7-31 OMMビル1階大阪府消費者生活センター内 【連絡先】事務局(担当 事務局長 西島) TEL 06-6945-0729 / FAX 06-6945-0730 メールアドレス info@kc·s.or.jp ホームページ http://www.kc·s.or.jp/

ご質問

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を迎えて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申入れ、また訴権を行使していくことを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体、消費者問題に取り組む個人等によって構成され、2005年12月3日結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定されました(組織概要についてはホームページをご参照ください)。

当団体は、貴法人のサービスガイドやサービス内容につきまして、下記のとおり質問がございますので2008年11月7日までに、書面にて回答いただきますようお願いいたします。貴社の誠実、真摯な対応を期待します。このご質問は、公開で行っております。貴社からのご回答も当団体ホームページ等で公開させていただきますので、予めお伝えいたします。

記

貴法人の「JAF2008年度保存版サービスガイド」によると「利用できるクルマの種類は?」として、「対象車種 2 貨物の運送の用に供する自動車①自家用貨物自動車であって、車両重量3,000kg以下、かつ最大積載量2,000kg以下の四輪車とする。②個人営業の事業用軽貨物自動車であって、四輪車とする」との記載があります。

また、「ロードサービスの内容についてのお願い」(ロードサービスご利用の前に ご確認ください。)として、「①車両に積載物を加えた重量が3,000kgを超え た車両の排除」とあります。 以上のことが、利用者にとっては、理解しにくい表現となっていると思われます。 そこで、

1. 下記の表の各条件の場合は、レッカーや牽引のロードサービスは、利用できるかどうかお教えください。

*可否の欄に、「○」あるいは「×」で表記ください。

車両重量	積載物	レッカーの可否	牽引の可否
3, 000kg	Okg の場合		
以下	1,000kgの場合		
	2,000kgの場合		
2, 000kg	Okg の場合		
以下	1,000kgの場合		
	2,000kgの場合		
1, 000kg	Okg の場合		
以下	1,000kgの場合		
	2,000kgの場合		

2. 質問1で○とお答えいただいたロードサービスは、貴法人のいずれの営業所に おいても、同様に提供されているのでしょうか。

以上